

官報

號外 昭和十三年三月二十日

臨時通貨法案特別委員會
委員長 子爵綾小路 護君
副委員長 男爵佐藤達次郎君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

臨時通貨法案可決報告書

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

關稅定率法中改正法律案可決報告書
請願委員會特別報告第七號

○第七十三回 貴族院議事速記錄第一十六號

昭和十三年三月十九日(土曜日)午前十時十分開議

議事日程 第二十六號

午前十時開議

第一 飼料配給統制法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第二 航空機製造事業法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第三 兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラ
レタルモノノ身分取扱ニ關スル法律(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第四 昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案(政府提出)

第一讀會

第五 恩給金庫法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第六 恩給法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第七 庶民金庫法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第八 無盡業法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第九 社會事業法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第一讀會ノ續(委員長報告) 第一讀會ノ續(委員長報告) 第一讀會

第十 商店法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告) 第一讀會
第十一 簡易生命保險法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告) 第一讀會
第十二 臨時通貨法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告) 第一讀會
第十三 關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告) 第一讀會
斯(石橋書記官朗讀)
一昨十七日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府
提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ
衆議院ニ通知セリ
昭和十二年法律第八十四號中改正法律
案(政府提出、衆議院送付) 同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
同日議決ニ係る議員三宅秀君ニ對スル弔辭
ハ昨十八日之ヲ贈レリ
昨十八日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
工作機械製造事業法案特別委員會
副委員長 伯爵松平賴壽殿
委員長 男爵肝付兼英君
副委員長 子爵水無瀬忠政君
副委員長 伯爵溝口直亮君
副委員長 男爵淺田良逸君
滋彌君
副委員長 伯爵橋本實斐君
副委員長 伯爵近藤

前項ノ事業ヲ行フ者ノ監督其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 政府ハ飼料ノ需給ノ圓滑及價格ヲ公正ヲ圖ル爲前條第一項ノ規定ニ依ル
配給統制ニ關シ特ニ必要アリト認ム
トキハ同條ニ定ムルモノノ外飼料若ハ
命令ヲ以テ定ムル飼料ニ用ヒ得ル物ノ輸出入又ハ飼料ノ販賣若ハ使用ニ關シ
必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 政府必要アリト認ムルトキハ飼料又ハ命令ヲ以テ定ムル飼料ニ用ヒ得ル物ノ製造、取引、保管又ハ運送ヲ業トスル者ニ對シ前二條ノ命令ニ關係アル事項ニ付報告ヲ得シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五
千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 第一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第六條 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 飼料又ハ飼料ニ用ヒ得ル物ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法

人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者人ニ之ヲ有スル未成年者ニ付テト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有ス
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法又ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反スル行為ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス

(國務大臣伯爵有馬賴寧君) 只今議題トナツテ居リマス飼料配給統制法案ニ付テ御説明ヲ申上ダタイト存ジマス、我ガ國ノ畜產ハ近年顯著ナ發達ヲ遂ゲマシテ、畜產ノ國內需要ハ急激ニ増加シテ居ルノデアリマスガ、畜產ノ基礎タル飼料ノ供給ニ付キマシテハ、羣種類其ノ他ノ粗飼料ハ、其ノ資源ハ比較的豊富デアリマシテ、大體國內自給ガ出來ルノデアリマスガ、玉蜀黍、高粱等ノ濃厚飼料ニ付キマシテハ、國內デ自給ガ出來マセバ、年々多額ノ輸入ヲ致シテサズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 只今議題トナツテ居リマス飼料配給統制法案ニ付テ御説明ヲ申上ダタイト存ジマス、我ガ國ノ畜產ハ近年顯著ナ發達ヲ遂ゲマシテ、畜產ノ國內需要ハ急激ニ増加シテ居ルノデアリマスガ、畜產ノ基礎タル飼料ノ供給ニ付キマシテハ、羣種類其ノ他ノ粗飼料ハ、其ノ資源ハ比較的豊富デアリマシテ、大體國內自給ガ出來ルノデアリマスガ、玉蜀黍、高粱等ノ濃厚飼料ニ付キマシテハ、國內デ自給ガ出來マセバ、年々多額ノ輸入ヲ致シテサズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 只今議題トナツテ居リマス飼料配給統制法案ニ付テ御説明ヲ申上ダタイト存ジマス、我ガ國ノ畜產ハ近年顯著ナ發達ヲ遂ゲマシテ、畜產ノ國內需要ハ急激ニ増加シテ居ルノデアリマスガ、畜產ノ基礎タル飼料ノ供給ニ付キマシテハ、羣種類其ノ他ノ粗飼料ハ、其ノ資源ハ比較的豊富デアリマシテ、大體國內自給ガ出來ルノデアリマスガ、玉蜀黍、高粱等ノ濃厚飼料ニ付キマシテハ、國內デ自給ガ出來マセバ、年々多額ノ輸入ヲ致シテサズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 只今議題トナツテ居リマス飼料配給統制法案ニ付テ御説明ヲ申上ダタイト存ジマス、我ガ國ノ畜產ハ近年顯著ナ發達ヲ遂ゲマシテ、畜產ノ國內需要ハ急激ニ増加シテ居ルノデアリマスガ、畜產ノ基礎タル飼料ノ供給ニ付キマシテハ、羣種類其ノ他ノ粗飼料ハ、其ノ資源ハ比較的豊富デアリマシテ、大體國內自給ガ出來ルノデアリマスガ、玉蜀黍、高粱等ノ濃厚飼料ニ付キマシテハ、國內デ自給ガ出來マセバ、年々多額ノ輸入ヲ致シテサズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 只今議題トナツテ居リマス飼料配給統制法案ニ付テ御説明ヲ申上ダタイト存ジマス、我ガ國ノ畜產ハ近年顯著ナ發達ヲ遂ゲマシテ、畜產ノ國內需要ハ急激ニ増加シテ居ルノデアリマスガ、畜產ノ基礎タル飼料ノ供給ニ付キマシテハ、羣種類其ノ他ノ粗飼料ハ、其ノ資源ハ比較的豊富デアリマシテ、大體國內自給ガ出來ルノデアリマスガ、玉蜀黍、高粱等ノ濃厚飼料ニ付キマシテハ、國內デ自給ガ出來マセバ、年々多額ノ輸入ヲ致シテサズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、航空機製造事業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會 田島遞信次官
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十三年三月十七日
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿
衆議院議長 小山 松壽
航空機製造事業法案
航空機製造事業法
第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ
前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部品若ハ附屬品ノ製造、其ノ事業者ノ用フル航空機用材料ノ製造又ハ航空機ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部ト看做スル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ
第二條 航空機製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ
第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決権ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル
前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス
前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ

其ノ效力ヲ失フ

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社ハ

政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開

始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ

限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコト

ヲ得

第二條ノ許可ヲ受ケタル會社前二項ノ

期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ

第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 航空機製造事業ヲ營ム會社(以

下航空機製造會社ト稱ス)ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届

出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫

ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 政府ハ航空機技術委員會ノ議ヲ

經テ航空機ノ機體、發動機、プロペラ、

部分品、材料又ハ附屬品ニ付其ノ規格

ヲ定ムルコトヲ得

航空機製造會社ハ前項ノ規定ニ依リ規

格ヲ定メタルモノニ付テハ規格ニ適合

スルモノニ非ザレバ之ヲ製造又ハ使用

スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケ

タルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

航空機技術委員會ニ關スル規程ハ勅令

ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 航空機製造會社其ノ事業ノ全部

又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セ

ントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

政府ノ許可ヲ受ケンベシ

航空機製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ

受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八條 航空機製造事業ハ土地收用法第

二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ

得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 航空機製造會社ニハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ第二條ノ許可ヲ受ケタル年

及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所

得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之

ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所

得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル航

空機製造會社ニハ其ノ免除セラレタル

事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特

別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル

場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 航空機製造會社其ノ事業ノ爲

必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ

認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ

日ヨリ五年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸

入稅ヲ免除ス

第十二條 航空機製造會社本邦ニ於テ未

ダ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ

其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造

ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎

勵金ヲ交付スルコトヲ得航空機ノ部分

品、材料又ハ附屬品ニシテ本邦ニ於テ

未ダ製造セラレタルコトナキモノヲ製

造スル場合亦同ジ

第十三條 航空機製造會社ハ事業擴張ノ

場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業

ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全

額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコ

トヲ得

第十四條 航空機製造會社ハ政府ノ認可

ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ

充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ

社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總

額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユル

コトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存ス

ル財產ガ拂込ミタル株金額ニ満タザル

トキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十五條 政府ハ航空機製造會社ニ對シ

業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシ

ムコトヲ得

政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及會

計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又

ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當

該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、

營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨

檢シ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類

其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票

ヲ携帶セシムベシ

第十六條 政府ハ公益上必要アリト認ム

ルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機

又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ

販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又

ハ此等製品ノ供給ニ關シ必要ナル事項

ヲ命ズルコトヲ得

航空機製造會社ハ政府ノ認可

ルトキハ航空機製造會社ニ對シ左ノ各

項第一號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔

贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於

テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

定ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

定ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

公益上必要アリト認ムルトキ第一號乃

至第五號ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

一 設備ノ擴張又ハ改良

二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機

體、發動機若ハプロペラノ製造

三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又

四 特殊設備ノ施設

五 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハ

プロペラノ製造ニ關シ設備ノ共用其

ノ他他ノ航空機製造會社ニ對スル協

力

六 航空機用材料ノ保有

七 從業者又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政

府ニ對スル供用

八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ

計畫ニ付必要ナル演練

九 工場ノ警備又ハ防諜上必要ナル施設

十 航空機ニ關スル資料ノ提出

十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外

十二 特ニ必要ナル事項

前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至

第十一號ノ命令ニ因リ生ジタル損失ハ

勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

定ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

定ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

定ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

定ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因

通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 政府第十六條若ハ前條第一項

第一號ノ命令又ハ前條第二項ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

航空機製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 航空機製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機製造事業ニ屬セザルモノニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス

第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可受ケズシテ航空機製造事業ヲ營ミタル者ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出データ

二 第五條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

三 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ譲渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

四 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告

ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該

官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十四條 航空機製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者が其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他人ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ

對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

第九條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ規定シタル場合ニ於テハ事業開

始ノ年ヲ以テ第二條ノ許可ヲ受ケタル年

ヲ提出致シタ次第ニアリマス、何卒御審議

ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミ之ヲ適用ス

第十一條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受クル前ニ於テ爲ス輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

（政府委員田島勝太郎君演壇ニ登ル）

○政府委員（田島勝太郎君）遞信大臣ニ代

リマシテ、只今議題トナリマシタ航空機製造事業法案ニ付キマシテ提案ノ趣旨ヲ説明

造事業法案ニ付キマシテ提案ノ趣旨ヲ説明致シタイト存ジマス、輓近航空機ノ進歩發

達著シク、其ノ國防上並ニ産業上極メテ重要デアルコトハ今更多言ヲ要シナイ所デアリマスガ、我ガ國現在ニ於ケル航空機製造

事業ハ、歐米諸列強ニ比シマシテ概シテ劣リ、優秀且低廉ナル航空機ヲ豊富ニ供給スル途ヲ確保スルコトハ、誠ニ刻下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、然カ致シマシ

テ政府ハ優秀ナル航空機ノ出現ヲ促進スル必要ヲ認ヌ、其ノ費用ノ一部ヲ來年度豫算

ニ計上シテ居リマスル外、他方ニ於キマシテハ民間航空機ノ需要増進ノ爲ニ、又我ガ國航空機事業發達ノ爲ニ、國際航空ノ發展、

海外市場ノ獲得、或ハ定期航空ノ新線開拓及運航回數ノ増加等ノ計畫ヲ鋭意進メツ、

アル次第アリマスガ、同時ニ該事業ノ濫立防止、資本ノ重複排除、資金調達ノ便益

ヲ圖ル爲、之ガ準據法規ト致シマシテ本案ヲ提出致シタ次第ニアリマス、何卒御審議

ノ上、速カニ御協賛アラムコトヲ切望致ス

次第ニアリマス

○予爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ

（田中館愛橘君演壇ニ登ル）

○田中館愛橘君

只今議題トナリマシタ航空機製造事業法案ニ付キマシテ、衆議院ニ

於テ既ニ審議ヲ盡サレクコトヲ速記録ニ依テ、拜見致シマシテ、私ハ貴族院ニ於カレマシ

テモ之ヲ御覽ニナリマスレバ、左程多クノ諸君ノ質疑、又政府ノ御丁寧ナル御答辯ヲ

拜見致シマシテ、私ハ貴族院ニ於カレマシテモ之ヲ御覽ニナリマスレバ、左程多クノ

時ヲ費サズシテ御決議ニナルコトト察シマス、唯私ハ其ノ中ノ一二ノ點ニ付キマシテ

テモ之ヲ御覽ニナリマスレバ、左程多クノ

政府ノ御意見ヲ伺ヒマス、詰リ此ノ法律ノ實行ニ關スル問題デアリマシテ、之ニ付テ

ハ衆議院ニ於キマシテモ、多少ハ御觸レニ

豫テ考ヘテ居リマスコトヲ申上ゲマシテ

政府ノ御意見ヲ伺ヒマス、詰リ此ノ法律ノ實行ニ關スル問題デアリマシテ、之ニ付テ

ハ衆議院ニ於キマシテモ、多少ハ御觸レニ

希望シテ居リマス所ニ徹シナイ感ジガ致シ

テソマトヤウデアリマスルケレドモ、未ダ私ノ

ソマトヤウデアリマスルケレドモ、未ダ私ノ

ノ、金融ノ中心ヲ掌ル所ノ方々ニ徹底シナ
イト云フ所ニアツト見エマス、是カラト
雖モ此ノ點ハ注意ヲ要スル、殊ニ斯ウ云フ
新銳ノ、最モ技術ノ精ヲスグッテ、各國ガ
努力競争シテ居ル機械ニ付キマシテハ、技
術者ノ意思ヲ能ク了解セラレテ、此ノ機關
ノ發達ヲ圖ルヤウニ、此ノ法律ヲ運用セラ
レムコトヲ望ム者デアリマス、衆議院ニ於
テハ祕密會ガ開カレタヤウデアリマスガ、
其處ニハドウ云フ意見ノ交換ガアツカ、
是ハ存ジマセヌ、要スルニ優秀ナル飛行機
ヲ統制ヲシテ造ルト云フコトガ本法案ノ骨
子デアルト思ヒマス、優秀ナル機械ヲ造リ
マスニハ、ソレノ元トナル所ノ研究機關、
永井遞相ノ御説明ニアリマス中央研究機關
ヲ設ケル、此ノ席デモ仰セニナリマシタガ、
中央研究機關ハ今カラ五年ノ後ニハ、今世
界ニアル所ノ何レノ研究所ニモ劣ラナイモ
ノヲ造ツテ見セルト云フ御趣意デアリマシ
タ、處デ斯クノ如キ所謂日進月歩ノ機關ニ
於キマシテ、五年ノ後ニ世界ガドウ動イテ
行クカ、學理ノ發見ニ基イテ研究致シマシ
タモノヲ應用シテ造ル所ノ技術ノ進歩、是
ガ五年ノ後ニハドウナリマセウカ、今アル
所ノモノヲ標準トシテ、少シク是ノ上ニ出
ル位ダケデハ満足出來マイト思ヒマス、五
年ノ後ニハドレダケニ進ムカト云フコトヲ
御考ニナツテ御設計ニナリマセヌト、又立後
レニナリ、何時デモ外國ニアルモノヲ真似
ル、或ハ少シク改良ヲ加ヘル位ノコトデハ、
今日ノ世界ニ發展スル所ノ我國勢ニ副ハ
ザル憾ガアルト思フノゴザイマス、ソコ
デ唯一ツノ例トシテ伺ヒマスガ、此ノ中央
機關ニハ何トシテモ飛行機ノ實驗ト云フコ
トガ中心ニナツテ居リマス、一方學理ノ研

究、更ニ之ヲ實驗ヲスル、而シテ之ヲ實地
ノ用ニ移ス、斯ウ云フ段取りニナツテ居リマ
ス、ソコデ此ノ航空機ノ研究ニ必要ナルモノ
ハ、何ト申シテモ矢張リ今デハ風洞デアリ
マス、此ノ風洞モ、昔ハ僅カ一「メートル」
内外ノ小口ノモノガ、十七八「メートル」、面
積ニシマスト云フト數百倍ノ大キサノモノ
ガ出來テ居リマス、デアリマスガ今日ノ飛
行機カラ見マシテ、斯様ナモノヲ以
テ満足スベキカ、或ハ斯ウ云フモノ以外ハ
ドウグラウ、或ハ全クソレニ依ラザル他ノ
方法ヲ用ヒルコトニナリハシナイカト云フ
コトヲ豫テ考ヘテ居リマス、中央機關設置
ト云フコトヲ大臣ガ御述ニナツテアリマス
ガ、之ニ對シテ伺ヒマス、全體斯クノ如キ
研究機關ヲ設ケマスニ、一番大切ナルモノ
ハ其ノ中心人物デアリマス、ドンナ研究所
ヲ造リマシテモ、此ノ人ニヤツテ貰ヒタイ
カラ、金ヲ出シテヤツテ貰フト云フコトガ
元ニナルベキデアリマス、我國デモ多少
サウ云フ所モアリマス、外國ニ於キマシテ
ハ、要求シナインニ政府或ハ國民カラ、是
ダケノ機關ヲ造ルガ、ドウゾヤツテ下サイ
ト其ノ人ニ頼ンデ行ク、處ガ我國ノ形勢
ヲ見マスト云フト、設備ヲ大キクスルカラ、
ソコヘ誰カ良イヤツガ來ルダラウト云フ、
人ノ來ルノヲ當テニシテ設備ダケヲ先ヅヤ
ハ私ハ及ブマイト思ヒマス、ソコデ船ノ
方ヲ考ヘテ見マシテモ、何處デモ艦型試
験所ト云フ溝ノ中ニ模型ヲ走ラセルモノガ
アリマス、併シ其ノ模型ヲ大キクスレバ都
合ガ好イト申シマシテモ、今ノ戰闘艦ノ模
型ヲ十分ノニシマシテモ駕逐艦位ノモノ
ハ出來ル、サウ云フモノヲ動カス「タンク」ハ
ノコトニ付テ申上ゲマスガ、只今大風洞ハ
ダラウト云フ傾向ガ、今迄一遍ナラズ二遍
ナラズ目擊スル所デアリマス、此ノ大風洞
キイモノヲ造レ、サウスレバ良イ人モ來ル
人サナ戰闘機位ハ入ル位ノモノガ出來テ居
リマス、是ハ丁度五年前ニ其ノ動キ方ヲ私
モ見セテ貰ヒマシタ、併シナガラ私ハ疑ヲ

其ノ時ニ起シマシテ、色々話シマシタ、
ソレハ措キマス、唯、今日ノ飛行機ノ速度
ヲ見マスト云フト、五百「キロ」、六百「キ
ロ」ト云フ速度ヲ出シテ居リマス、通常ノ
旅客飛行機デサヘモ、三百五十「キロメー
トル」位ノ速度ヲ持ツテ居ル、然ルニ此ノ風
洞ノ實驗ノ速度ハ幾ラデアルカト云フト大
抵秒速五六十「メートル」デアリマシテ、百
「キロ」二百「キロ」程度、此ノ頃「アメリカ」
ハ小サイモノニ可ナリ早イ速度ノ風洞ガ出
來タト云フコトデアリマス、併シ斯ウ云フ
大キナ雛型ヲ入レルモノニナリマスト云フト
ト、ナカノ「容易デアリマセヌ、假ニ「フラン
ス」ニアル所ノ十七「メートル」位ノ風洞ヲ、
今飛シテ居ル飛行機ノ速度ヲ出サセテ實驗
シヨウトシマスレバ、大約三十萬馬力見當
ノモノニナリマス、サウ云フモノヲ動カス
電力ダトカ、ソレニ伴フ設備カラ變ヘナク
テハナラヌ、サウ云フコトヲスルニハ模型型
ヲ造ルニ現物ヲ造ル位、或ハヨリ以上ノ費
用ヲ要スルノデアリマス、サウ云フヤウ
ナ大規模ヲ御考ニナルナラバ、ナカノ
ノモニナツテ居リマスガ、逆モソンナコトデ
シテ更ニ之ヲ超越シタ所ノモノヲ造ラウト
ト、今既ニアルヤウナ大風洞ヲ造リマスノ
科ノ豫算ヲ少シ増シタト云フ位ノ御話デア
マシタガ、先ヅノ造ル爲ニ各大學ニ航空
研究機關ヲ設ケマスニ、假ニ「フラン
ス」ニアル所ノ十七「メートル」位ノ風洞ヲ、
大風洞ヲ造ツテ、其ノ數ヲ多クシテ、方々デ之ヲ
モ容易デアリマセウ、ソレデ問題ハ今ノ中型ノ
風洞三「メートル」乃至五六「メートル」ノ風
洞ヲ造ツテ、其ノ數ヲ多クシテ、方々デ之ヲ
使ツタナラバ却テ其ノ方ガ功績ガ擧ルデハ
ナイカ、又大風洞ガ一ツアリマシテモ、ソ
コニ數種ノモノヲ試験ニ持ツテ來テハ、ナカ
ナカ運ブモノデハアリマセヌ、一ツノモノ
ヲヤルニモ數箇月掛リマスカラ、ソレニ四
ツモ五ツモ色々ノ設計シタモノヲ持ツテ來
ラレテハ、ナカノ「一ツ位デハイケナイ、
急用ナモノダケヲヤラナクテハ出來マセ
ス、ソレデ其設計ガ決ツテシマツテカラ同ツテ
モ一向御参考ニモナリマセヌカラ、來年ハ
其ノ準備ニ御掛リニナルト云フ所デアリマ
スカラ、大體ノ設備ノ方針ヲ伺ヒタイト思
ヒマス、ソレカラモウ一ツ序ニ伺ヒマスコ
トハ、茲ニ機材ノ統制、規格ノ統制ト云フ

コトガアリマス、之ニ依ッテ民間製造家ヲ指導ナサルノデアリマスガ、實ハ只今航空評議會ノ中ニ特別委員ガアリマシテ、陸海軍ノ諸君、或ハ遞信省ノ技師モ居ラレマシテ、モウ規格ハ一通り出來テ居ルト思ヒマス、現代ノモノデ、之ヲ更ニ修正シテ行クノダラウト思ヒマスガ、此處ニ書イテアリマス中央委員ガ出來ルヤウデアリマスルガ、此ノ遞信省ガ今御考ニナッテ居リマス指導統制ヲスル委員、此ノ委員ト、ソレカラ今アリマス所ノ航空評議會トノ關係ハドウナリマスカ、同ジコトヲ重複スルヤウニモ考ヘラレマスガ、其ノ關係ヲドウ云フ風ニ御付ケニナリマスカ、之ヲ伺ツテ置キタウゴザイマス

○政府委員(田島勝太郎君) 田中館サンノ御質問ニ對シマシテ御答ヲ申上ゲマス、御質問ノ最初ニ斯クノ如キ技術ヲ中心トスル所ノ機關ニ於テ、動モスルト技術者ノ意思ガ上司ニ徹底セズシテ、其ノ爲ニ斯業ノ發達ナリ、或ハ機關ノ目的ナリヲ誤ルヤウナコトガアルヤウニ思フト云フヤウナ御意見ヲ伺ヒマシタガ、其ノ點ハ誠ニ御尤ト存ジマス、政府當局ト致シマシテハ此ノ航空事業ノ全面的發達ニ關係致シマシテ、技術ノ意見ト云フモノヲ重ク考ヘルト云フ立場カラ、今回準備費ヲ戴カムトシテ居リマスル中央研究機關ノ成立ニ際シマシテモ、其ノ中央機關ニ諸問委員會ヲ設ケマシテ、學識經驗アル専門ノ御方々ヲ網羅シテ、サウシテ現在帝國ニ於ケル航空技術ニシマシテ、技術上ノ過チナキヲ期シタイト考ヘテ居ル次第ゴザイマス、次ニ中央研

究所ガ幸ニ出來上ルトシテモ五年位先ニナル、今日カラ五年後ノ航空事業ノ發達ヲ進歩ガアルカモ知レナイ、ソレデ其ノ點ヲ十分ニ考ヘル必要ガアルノデハナイカト云フヤウナ御質疑デアッタト思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテハ無論御說ノ通リデゴザイマシテ、相當ニ完成ニ長年月ヲ要スル所ノ研究所デゴザイマスルカラ、其ノ完成後ニ於ケル運用ニ支障ナク、當時ノ技術ノ進歩ニ對應スルコトノ十分ニ出來マスルヤウニ、先ヅ今回豫算ニ於テ計上致シテアリマスル所ノ、五十萬圓ノ準備費ハ極メテ少額デハゴザイマスルガ、其ノ御協贊ヲ得マシタノニ付キマシテハ、先ヅ第一ニ準備委員會ヲ作りマシテ、各方面ノ技術者、權威者ヲ網羅致シマシテ、研究機關ノ基礎ヲ定メルコトニ付テ御協力ヲ願ヒ、而シテ幸ニ來年度ノ豫算ニ中央機關ノ設立ノ費用ヲ御協贊ヲ願ヘルト致シマシタナラバ、ソレト同時ニ前申上ゲマシタ中央研究機關ノ諸問委員ニ顧ヒマス

○田中館愛橘君 只今御答辯ヲ得マシテ大體滿足致シマス、詰リ評議會ニ御委セスルト云フヤウニ伺ヒマシタガ、今日ハ具體的ノ案ガアリマセヌカラ、此ノ程度デ質問ヲ終リマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 成ルベク御高聲ニ顧ヒマス

○田中館愛橘君 只今御答辯ヲ得マシテ大體滿足致シマス、詰リ評議會ニ御委セスルト云フヤウニ伺ヒマシタガ、今日ハ具體的ノ案ガアリマセヌカラ、此ノ程度デ質問ヲ終リマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十三年三月十七日

○子爵戸澤正己君 只今上程ニナリマシテ、其ノ身分取扱ニ關スル法律案ノノ身分取扱ニ關スル法律案

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律案

支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレ召集軍人トシテノ取扱ヲ受ケタル者ニシテ其ノ部隊編入ノ際兵役ノ義務ナカリシモノ又ハ國民兵役ニ在リタルモノハ其ノ編入セラレタル間勅令ノ定ムル所ニ依リ陸軍ノ後備役、後備兵役又ハ補充兵役ニ服セシメラレタルモノトス

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
右
昭和十三年三月十八日

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、日程第四、昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案、政府提出、各第一讀會、是等ノ二案ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセスカ

者ハ其ノ數ハ極メテ少數デアリマスガ、

既ニ兵役ノ義務ナキニ至テ居リマスルノデ、
其ノ數ノ如何ニ拘ラズ、其ノ兵役ニ服シタ

ルコトヲ明確ニ致シマシテ、召集セラレタ

ル軍人ノ名譽ヲ保持セシメ、其ノ功績ニ對

スル恩賞等ノ基礎ヲ確立スルノ必要ガアル

ト存ジマスルノデ、茲ニ本案ヲ提出シタ次

第デアリマス、斯クノ如キ誤リヲ生ジマシ

タルコトハ、誠ニ遺憾ニ存ズル所デアリマ

スガ、此ノ事實ニ對シ之ガ處理對策ヲ講ジ

マスルコトモ亦極メテ緊要ナルコトト存ジ

マスルノデ、此ノ邊ノ事情御諒察ノ上、慎

重御審議ノ上、速カニ御協賛ヲ與ヘラレム

コトヲ希望致シマス、次ニ昭和十一年勅令

第二十一號、東京軍法會議ニ關スル件廢止

法律案ノ提出理由ヲ申述ベマス、昭和十一年

勅令第二十一號、東京陸軍軍法會議ニ關

スル件ハ、昭和十一年二月二十六日事件全

般ニ瓦リ、統一一致シマシテ取調ヲ爲シ、事

件ヲ迅速ニ處理セシメ、以テ軍内外ノ安寧

ヲ保持スルノ緊急ノ必要ヲ生ジ、帝國憲法

第八條第一項ニ依リマシテ公布セラレマシ

テ、同年五月ノ第六十九回帝國議會ニ提出

致シマシテ承諾ヲ得タノデアリマス、爾來

東京軍法會議ニ於キマシテ、銳意事件取調

ニ當リマンテ、既ニ繫屬ノ事件ハ總テ其ノ

處理ヲ完了致シマシテ、該軍法會議ハ之ヲ

存置スルノ必要ナキニ至リマシタノデアリ

マス、右昭和十一年勅令第二十一號ヲ廢止

スルガ爲ニ本案ヲ提出致シマシタ次第デア

キタイト思ヒマス、衆議院ノ修正ノ主ナル

ヨリ御説明ガアリマシタカラ、茲ニ之ヲ省略致サシテ戴キマスガ、恩給金庫法案、恩給法中改正法律案、庶民金庫法案ノ各案ニ付キマシテハ、曩ニ本議場ニ於テ、政府當局ニ付キマシテ、衆議院ニ於テ修正セラレタ要點及之ニ對シ政府當局ノ所見ヲ申上げテ置キタイト思ヒマス、衆議院ノ修正ノ主ナル末文ニ「必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得」トアリマスノヲ「設置シ又ハ官廳其ノ他ノ機關ニ其ノ業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部ノ取扱ヲ委託スルコトヲ得」ト修正シテ居リマス、又第十五條第二項ニ「恩給金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間恩給金庫ノ理事長、理事及監事ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」ト追加シテ居リ、

庶民金庫法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十三年三月十七日

委員長 三井清一郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

無盡業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十三年三月十七日

委員長 三井清一郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

無盡業法中改正法律案

尙第二十五條ノ第一項第二項ノ但書ヲ削除シ、恩給法中改正法律案ノ附則第一條第二項ニ「第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セズ」ト加ヘテ、又庶民金庫法案ニモ第十三條第二項ニ、恩給金庫法案第十五條第二項ト同様、即チ役員選任ノ規定ヲ設ケタノアリマス、以上ノ修正ニ對シマシタ、政府ハ俄カニ賛成シ難キモ、實際ノ運用ニハ致命的ノ修正デハナイト考ヘテ居ル、唯官僚ト民間ノ摩擦ノ誘因ヲ爲スヤウナコトニナリハシナイカト云フコトヲ憂慮シ居ル次第ダト説明ヲセラレマシタ、是ヨリ去ル十二日ヨリ五回ニ互ツテ、委員會ガ慎重ニ審議ヲ重ネマシタ所ノ質疑應答ノ極大要ヲ御紹介申上ゲマス、一委員シタ、是ヨリ去ル十二日ヨリ五回ニ互ツテ、委員會ガ慎重ニ審議ヲ重ネマシタ所ノ質疑應答ノ極大要ヲ御紹介申上ゲマス、一委員ヨリ、恩給證書ヲ擔保ニ供スルコトヲ許セバ、金庫法ヲ設ケル必要ガナイヂヤナイヤ、サウシテ十分ニ其ノ目的ヲ達スルコトガ出來ルヂヤナイカト云フ問ニ對シマシテ、年金、恩給本來ノ趣旨カラ、之ヲ自由ニ擔保ニ供スルコトハ、此ノ精神ニ反スルトノ意味ノ答辯ガアリマシタ、次イデ資本ヲ全部國庫ヨリ出資シナイデ、一部民間ヨリ出資スルト云フコトニナツテ居ル理由ハドウカ、年金、恩給ノ受給者ト云フモノハ國家カラ恩恵ヲ受ケ居ル、此ノ特殊ノ階級ニ對シ、更ニ國家ガ非常ナル恩恵ヲ與ヘルト云フヤウナ組織ニスルコトハ考慮ヲ要スルノト云フコトデアリマシタ、次イデ資本金ノ三千萬圓ノ内、五百萬圓ダケ國庫支出トシタ根據ハドウカ、別段根據ハナイガ、庶民金庫ハ千萬圓ノ金額出資デアルカラ、約其ノ半額ガ適當デアラウト決メタノデアルト云フ答デアリマシタ、次ニ恩給金庫ガ出來、融通ガ自由ニ

ナルト、濫用サレル憂ハナイカ、之ニ對シテ、受給者ノ良キ相談相手トナルト云フ意味ニ運用致シテ行キタイト考ヘテ居ルト云フコトデアリマシタ、次ニ從來産業組合其ノ他ノ團體ニテ貸付ケタモノヲ肩替リスルコトニナルガ、個人、團體等ノ貸付ヲドウ云フ風ニ肩替リサレルカ、全部デ二億以上ニ上ルダラウト思フガ、是ダケノ資金ノ融通ガ付キマスカドウカト云フ問ニ對シマシテ、肩替リノ問題ニ付テハ、千五百萬圓程アリマスガ、是等繻リタルモノハ比較的簡単デ、直チニ肩替リガ出來ル、個人ノ貸付ノモノハ技術的ニモ一度ニ肩替リスルコトハ不可能デアリマスルカラ、一方證書再交付ノ規定ヲ置キ、他方ニハ恩給法案第十一條第二項ノ支給差止ノ規定ヲ置キマシテ、兩方面或程度ニ抑制致シテ、其ノ兩者ノ、債權者ト受給者トノ雙方ノ互讓妥協ニ依ツテ、債務關係ヲ片付ケタイト思フト云フ答デアリマシタ、次イデ恩給ノ根本觀念ニ付テ質疑ガアリマシテ、結局恩給ハ終身生活保障ノ爲ニ與フル所ノ權利デアルカ、或ハ恩恵デアルカ、政府ノ考ヘテ居ラル、恩給精神ト云フモノハ、ドウ云フ點ニ其ノ觀點ヲ置クコトガ一番合理的デアリ、又至當デアルカト云フ問ニ對シマシテ、恩給法制定當時ハ、大體恩恵ト云フヤウナ觀念ガアッタラウト考ヘルガ、今日デハ段々轉化シテ、一ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ大體恩恵ト云フヤウナ觀念ガアッタラウト考ヘルガ、今日デハ段々轉化シテ、一ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ

恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ

恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ

恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ

恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ恩給權ト云フ權利ノ觀念ニナツテ居ルノデハニ此ノ恩給金庫法ハ出資者ニ對シ配當迄スルト云フ一つノ營利業デアル、然ルニ此ノ

カト云フ問ニ對シ、二三民間銀行ガ庶民階級ニ貸付ヲナシ居ルモ、尙不足ナル状態デアル、既設金融機關ト競争スルガ如キ意思ハ毛頭持ッテ居ナイト云フ意味ノ答辯デアリマシタ、次ニ、庶民金庫法案第三條ノ代行機關ハ、危險性ヲ増ス虞ガナイカ、又市街地庶民階級ニ利用セラレ、農漁村ノ利用ガ少キニ至ルナキヤ、寧ロ市町村長等ニ代行セシメテハドウカ、之ニ對シ、代行機關ガ自己ノ資本内ニテ貸付ケル場合ハ、四分ノ利鞘ヲ以テ危險負擔ヲ保證シテ居ル、又農漁村ノ金融ニハ十分注意スルガ、代行機關ヲ市町村長迄延スト云フコトニ付テハ、マダ十分考ヘテ居ナイト云フコトデアリマシタ、次ニ庶民金庫ハ社會政策ヲ多分ニ加味セラレアリ、無擔保貸付デアルカラ、借り手ガ増シテ國民生活ノ安定ヲ失ヒ、借金ヲスル者ガ多キニ至ルナキヲ保セズ、取扱方ノ注意ヲ要スルガ、結局ハ局ニ當ル人ニアルト考ヘルガドウカ、之ニ對シ、既設金融機關ハ擔保貸付ヲ主トスルハ當然デアル、庶民金庫ハ既設機關ノ爲シ得ザル新シキ試ミデアル、故ニ庶民階級ガ借金ヲ爲シ、浪費スルコトナキヤウ十分ニ注意シ、此ノ種金融ノ健全ナル發達ヲ期シタ伊思フ、尙之ガ爲適材者ヲ得タイト云フコトハ無論ノコトデアル、次ニ、無盡業法ノ業績ハドウカト云フ間ニ對シ、全國二百四十七ノ中、業績良好ナラザルモノモアルガ、大體ハ良イ方ニ向ッテ居ル、二十有餘年ヲ經過シテ漸次發達シ、給付金契約高ガ十六億三千餘萬圓ニ上リ、拂込資本ニ對シ八十九倍トナッテ居ル情況デアル、以上ノ外戰死者ノ特別賜金及遺族扶助料ニ關スル件、恩給金庫法第四十七條ノ「總理大臣及大藏大臣之ヲ監督ス」

ト特ニ所管大臣ノ名ヲ書イタ點、又恩給、庶民兩金庫ノ計畫、利子、出資方法、又老齡者弱體者等ニ對スル融通ニ關スルコト等、重要ナル質疑應答ガアリマシタガ、何卒速記ニテ御了承ヲ願フコトト致シタウゴザイマス、斯クシテ討論ニ入リマシテ、一委員後デ朗讀致シマスガ、希望決議ヲ附シタイ意見ノ陳述ガアリマシタ、採決ノ結果、恩給金庫法案、恩給法中改正法律案、庶民金庫法案ハ衆議院送付ノ原案ヲ、又無盡業法中改正法律案ハ政府提出原案ヲ、大多數可決致シタ次第デアリマス、希望決議ヲ讀ミテ、次ニ庶民金庫ハ社會政策ヲ多分ニ加味ノ趣旨ヲ尊重シテ善處セラレタシ此ノ希望決議ハ、此ノ兩案ニ限ツタノデハナクシテ、實ハ委員ノ意図トシテハ全般ニ對シ、政府ハ此ノ衆議院送付ノ趣旨ノヤウナ取締、詰リ官吏服務紀律其ノ他適當ナ方法デ、一般的ニ之ヲ決メタ方ガ宜イデヤナイカト云フ意図ガアリマシテ、所謂廣イ意望決議ガ出タノデアリマシテ、所謂廣イ意望決議ガ出タノデアリマシテ、所謂廣イ意

○議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、四案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 贊成
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第二讀會ヲ開キマス、四案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 貴族院議長伯爵松平頼壽殿
○公爵岩倉具榮君 演壇ニ登ル
〔公爵岩倉具榮君演壇ニ登ル〕
○公爵岩倉具榮君 只今上程セラレマシタ
社會事業法案、商店法案竝ニ簡易生命保險法中改正法律案ノ特別委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ其ノ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、此ノ三法律案ニ付キマシテハ、去ル三月十二日ヨリ五回ニ瓦リマシテ特別委員會ヲ開キ、審議ヲ致シタノデゴザイマス、先づ審議ノ順序ニ從ヒマシテ、社會事業法

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第九、社會事業法案、日程第十、商店法案、日程第十一、簡易生命保險法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、是等ノ三案ヲ一括議題トスルコトニ
○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 贊成
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 委員長 公爵岩倉 具榮
○貴族院議長伯爵松平頼壽殿
○公爵岩倉具榮君 演壇ニ登ル
〔公爵岩倉具榮君演壇ニ登ル〕
○公爵岩倉具榮君 只今上程セラレマシタ
社會事業法案、商店法案竝ニ簡易生命保險法中改正法律案ノ特別委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ其ノ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、此ノ三法律案ニ付キマシテハ、去ル三月十二日ヨリ五回ニ瓦リマシテ特別委員會ヲ開キ、審議ヲ致シタノデゴザイマス、先づ審議ノ順序ニ從ヒマシテ、社會事業法

輸入後ニ於ケル取締ハ稅務署ノ承認工場ニ

於テ、政府監督ノ下ニ所定ノ作業ヲ行ハシ
ムルノデアリマスカラ、取締上支障ハアリ

マセヌ、又今回ノ改正法律ニ依リ輸入稅ヲ
免除セラル、兎毛皮ハ製帽用ニ限ラレルノ

デアルト云フ答辯ガアッタノデアリマス、尙
金錢登錄機ニ對スル本邦ノ生產狀態ニ關ス

ル質疑ガアリマシタガ、政府ハ從來ハ本邦
ニ十分ノ生產ガナカッタガ、最近ハ相當優秀

ノ製品ガ出來ルヤウニナッテ居ルトノ答辯
ヲ致サレタノデアリマス、尙細カキコトハ

速記ノ御覽ヲ願ヒマスルコトニ致シマシテ、
私ノ報告ハ是デ終リマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 別ニ御發言
モナケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ

第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセ
ヌカ

○副議長(侯爵西大路吉光君) 直チニ兩案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成
ト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵西大路吉光君) 直チニ兩案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 賛成
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 賛成
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 兩案ノ第三
讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決
議通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 次會ノ議事
日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時四十六分散會